

東京都では ディーゼル車規制を実施しています！！

■規制の内容は？

東京都環境確保条例（略称）で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車（乗用車を除く。）は、**東京都内での走行**が禁止されています（島しょ地域を除く。）。

■どういう車が規制対象なの？

『都内を走行する以下のディーゼル車』です。（登録地は問いません。）

ナンバープレートの分類番号

東京 **100**
あ〇〇-〇〇

ナンバープレートの分類番号	規制対象車種（用途）	例示（形状）	備考
100 400 600 など	貨物自動車	トラック （キャブオーバー・トラクターなど） バン	◎自家用、事業用の種別を問いません。 ◎小型、普通自動車の種別を問いません。
200 （一部500、700）など	乗合自動車 （乗車定員11人以上）	バス マイクロバス	
800 など	特種用途自動車	冷蔵冷凍車 コンクリート・ミキサー車など	◎乗用車タイプをベースにしたものは規制の対象外

※乗用車は、規制対象外。新しい型式（新短期規制以降）のディーゼル車は適合しています。都内走行が可能です。

詳しくは、裏面でチェックしましょう！

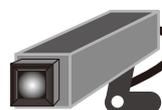
■規制対象となる車はどうすればいいの？

- （1）低公害車（EV、ハイブリッド車、CNG車）、ガソリン車や東京都環境確保条例の規制に適合しているディーゼル車などに買い替えてください。
- （2）あるいは、九都県市が指定した粒子状物質減少装置（酸化触媒等）を装着する必要があります。



九都県市指定
粒子状物質減少装置ステッカー

- 装置を装着した場合は、速やかに登録はがき（装置装着データ）を東京都まで送付してください。
- 指定装置の装着証明書は、必ず車両に備え付けてください。
- 指定装置を装着した車両には、九都県市指定粒子状物質減少装置ステッカーを貼ってください。



都は監視カメラで都内走行を確認しています。

◇ 東京都環境確保条例に違反した場合は、運行禁止命令や公表などの行政処分の対象となります。

車検証であなたの車をチェック!

ディーゼル車ですか? **NO** → ① ○ (対象外)

YES ↓

1、2、4、6、8ナンバー車ですか? **NO** → ② ○ (対象外)

YES ↓ ※ 8ナンバー車で、乗用車タイプをベースにしたものは、**NO**
※ 5、7ナンバー車で、乗合自動車(バス、マイクロバス)は、**YES**

型式は何ですか? 自動車検査証(車検証)の「型式」欄の識別記号を確認してください(「例 KC-12345」の「KC」部分)。

★K、N、P、S、U、W、KA、KB、KC → ③ × (規制対象)

★KE、KF、KG、KJ、KK、KL、HA、HB、HC、HE、HF、HM → ④ × or ○ (要確認)

★KR、KS、HY、HZ、PA、PB、PJ、PK等の新短期規制の型式 }
★ADG、BDG、2PG、2KGなどの新長期規制以降の型式(数字・アルファベットの混合3桁) → ⑤ ○ (適合)

判定	① ② ⑤	→ ○	⇒ 走行できます
	③ 規制対象です	→ ×	⇒ 走行できません
	④ 確認が必要です	→ × or ○	
	④については、車両によっては規制に適合している車両があります。メーカー(ディーラー)又は下記の「問合せ先」にお尋ねください。		

※規制の対象であっても**九都県市の指定した粒子状物質減少装置**を装着すれば都内走行は可能です。

◆輸入車、改造車、型式欄に識別番号がない場合などは、「問合せ先」にお尋ねください。
◆車検証の備考欄に記載の「NOx・PM適合」の有無は、都条例の適否を示すものではありません。

【問合せ先】 東京都環境局環境改善部自動車環境課

○ ディーゼル車規制相談窓口 TEL 03-5388-3528
e-mail S0000628@section.metro.tokyo.jp

○ 黒煙ストップ110番 TEL 03-5388-3590

○ 東京都環境局ホームページ(自動車環境)
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/index.html>

【受付時間】
祝日等都庁閉庁日を除く
月曜日から金曜日まで
9:00 ~ 17:00

◎ディーゼル車規制は、東京都のほか、埼玉県、千葉県及び神奈川県などでも実施しています。